

## 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「安藤証券の売買手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します(※2)。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- 当社が別に定める口座管理料をご負担いただきます。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

## 新興市場銘柄の取引について

マザーズ等新興市場等上場銘柄は、高い成長の可能性を有していると認められる企業が対象となっていますが、上場基準が通常のものより緩和されており、小規模の会社であることが多いため、市場性が薄く、価格が大きく変動することがあります。

- ※ 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※ 2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※ 3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。裏付け資産に転換（交換）できる商品現物型ETFなどの商品について、当社では転換（交換）の取扱をおこなっていないため、転換（交換）する場合、指定販売会社への移管が必要となります。移管の際は、当社の定める手数料をご負担いただきます。
- ※ 4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

## ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

## ■当社の概要

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 商号等      | 安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号 |
| 本店所在地    | 〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3丁目23-21    |
| 加入協会     | 日本証券業協会                         |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター     |
| 資本金      | 22億8千万円                         |
| 主な事業     | 金融商品取引業                         |
| 設立年月     | 昭和19年4月（創業明治41年3月）              |

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 連絡先 | 本店 052-971-1511（代表）又はお取引のある支店にご連絡ください。 |
|-----|----------------------------------------|

#### ■当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある支店にて承っております。  
 受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（祝日を除く）

#### ■金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館  
 電話番号：0120-64-5005

（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

効力開始日 2020.10.01

020.001

# 安藤証券の売買手数料表

(この手数料表は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「上場有価証券等書面」の別紙にあたるものとなります。)

| 株<br>式 | 約定代金               |     | 手数料(消費税10%含む) |                       |
|--------|--------------------|-----|---------------|-----------------------|
|        | 50万円以下             | の場合 | 約定代金の         | 1.216380%             |
|        | 50万円超 100万円以下      | の場合 | 約定代金の         | 1.184370% + 159 円     |
|        | 100万円超 300万円以下     | の場合 | 約定代金の         | 0.896280% + 3,040 円   |
|        | 300万円超 500万円以下     | の場合 | 約定代金の         | 0.842930% + 4,640 円   |
|        | 500万円超 1,000万円以下   | の場合 | 約定代金の         | 0.704220% + 11,576 円  |
|        | 1,000万円超 3,000万円以下 | の場合 | 約定代金の         | 0.554840% + 26,514 円  |
|        | 3,000万円超 5,000万円以下 | の場合 | 約定代金の         | 0.277420% + 109,740 円 |
|        | 5,000万円超 1億円以下     | の場合 | 約定代金の         | 0.096030% + 200,435 円 |
|        | 1億円超               | の場合 | 約定代金の         | 0.085360% + 211,105 円 |

| 新<br>株<br>換<br>予<br>社<br>約<br>債<br>権<br>型<br>付<br>社<br>債 | 約定代金               |     | 手数料(消費税10%含む) |                       |
|----------------------------------------------------------|--------------------|-----|---------------|-----------------------|
|                                                          | 50万円以下             | の場合 | 約定代金の         | 1.056330%             |
|                                                          | 50万円超 100万円以下      | の場合 | 約定代金の         | 1.034990% + 106 円     |
|                                                          | 100万円超 500万円以下     | の場合 | 約定代金の         | 0.906950% + 1,387 円   |
|                                                          | 500万円超 1,000万円以下   | の場合 | 約定代金の         | 0.746900% + 9,389 円   |
|                                                          | 1,000万円超 3,000万円以下 | の場合 | 約定代金の         | 0.533500% + 30,729 円  |
|                                                          | 3,000万円超 5,000万円以下 | の場合 | 約定代金の         | 0.309430% + 97,950 円  |
|                                                          | 5,000万円超 1億円以下     | の場合 | 約定代金の         | 0.106700% + 199,315 円 |
|                                                          | 1億円超               | の場合 | 約定代金の         | 0.096030% + 209,985 円 |

| 株<br>価<br>指<br>数<br>先<br>物 | 約定代金        |     | 手数料(消費税10%含む) |                       |
|----------------------------|-------------|-----|---------------|-----------------------|
|                            | 1億円以下       | の場合 | 約定代金の         | 0.070400%             |
|                            | 1億円超 3億円以下  | の場合 | 約定代金の         | 0.052800% + 17,600 円  |
|                            | 3億円超 5億円以下  | の場合 | 約定代金の         | 0.035200% + 70,400 円  |
|                            | 5億円超 10億円以下 | の場合 | 約定代金の         | 0.017600% + 158,400 円 |
|                            | 10億円超       | の場合 | 約定代金の         | 0.008800% + 246,400 円 |

| オ<br>株<br>ブ<br>価<br>シ<br>指<br>ヨ<br>数<br>ン | 約定代金               |     | 手数料(消費税10%含む) |                       |
|-------------------------------------------|--------------------|-----|---------------|-----------------------|
|                                           | 100万円以下            | の場合 | 約定代金の         | 3.520000%             |
|                                           | 100万円超 300万円以下     | の場合 | 約定代金の         | 2.640000% + 8,800 円   |
|                                           | 300万円超 500万円以下     | の場合 | 約定代金の         | 1.760000% + 35,200 円  |
|                                           | 500万円超 1,000万円以下   | の場合 | 約定代金の         | 1.320000% + 57,200 円  |
|                                           | 1,000万円超 3,000万円以下 | の場合 | 約定代金の         | 1.056000% + 83,600 円  |
|                                           | 3,000万円超 5,000万円以下 | の場合 | 約定代金の         | 0.792000% + 162,800 円 |
|                                           | 5,000万円超           | の場合 | 約定代金の         | 0.528000% + 294,800 円 |

| ①<br>国<br>債<br>証<br>券 | 額面総額               |     | 手数料(消費税10%含む) |         |
|-----------------------|--------------------|-----|---------------|---------|
|                       | 500万円以下            | の場合 | 額面100円につき     | 44.00 銭 |
|                       | 500万円超 1,000万円以下   | の場合 | 額面100円につき     | 38.50 銭 |
|                       | 1,000万円超 5,000万円以下 | の場合 | 額面100円につき     | 33.00 銭 |
|                       | 5,000万円超 1億円以下     | の場合 | 額面100円につき     | 27.50 銭 |
|                       | 1億円超 10億円以下        | の場合 | 額面100円につき     | 11.00 銭 |
|                       | 10億円超              | の場合 | 額面100円につき     | 5.50 銭  |

| ②<br>下<br>記<br>の<br>債<br>券 | 額面総額               |     | 手数料(消費税10%含む) |         |
|----------------------------|--------------------|-----|---------------|---------|
|                            | 500万円以下            | の場合 | 額面100円につき     | 66.00 銭 |
|                            | 500万円超 1,000万円以下   | の場合 | 額面100円につき     | 55.00 銭 |
|                            | 1,000万円超 5,000万円以下 | の場合 | 額面100円につき     | 44.00 銭 |
|                            | 5,000万円超 1億円以下     | の場合 | 額面100円につき     | 33.00 銭 |
|                            | 1億円超 10億円以下        | の場合 | 額面100円につき     | 16.50 銭 |
|                            | 10億円超              | の場合 | 額面100円につき     | 11.00 銭 |

→ 【政府保証債券、地方債証券、外国国債証券、外国地方債証券、国際復興開発銀行円貨債券、アジア開発銀行円貨債券、米州開発銀行円貨債券、アフリカ開発銀行円貨債券】

| ③<br>①そ<br>との<br>②他<br>の以<br>外債<br>券 | 額面総額               |     | 手数料(消費税10%含む) |         |
|--------------------------------------|--------------------|-----|---------------|---------|
|                                      | 500万円以下            | の場合 | 額面100円につき     | 88.00 銭 |
|                                      | 500万円超 1,000万円以下   | の場合 | 額面100円につき     | 71.50 銭 |
|                                      | 1,000万円超 5,000万円以下 | の場合 | 額面100円につき     | 55.00 銭 |
|                                      | 5,000万円超 1億円以下     | の場合 | 額面100円につき     | 38.50 銭 |
|                                      | 1億円超 10億円以下        | の場合 | 額面100円につき     | 22.00 銭 |
|                                      | 10億円超              | の場合 | 額面100円につき     | 16.50 銭 |

- 円位未満の端数を生じた場合は整数部分を切り捨てます。
- 店頭株式、店頭転換社債についても、一般の上場株式、上場転換社債と同様の扱いといたします。
- 債券を当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 上記テーブルで計算された手数料金額にかかわらず、最低手数料を2,750円といたします(①～③の債券を除く)。
- 単元未満株売却手数料の計算方式: 単元株数を(単元未満株数÷単元株数)で按分した手数料がかかります。
- コールセンター取引・インターネット取引については、別途ご案内下さい。